資料８

加東市地域防災計画【震災対策編】（案）新旧対照表

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞

第１編　総　則

第１章　計画の前提

第１節　計画の趣旨　（略）

第２節　防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第１　防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１～４　（略）

５　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （市内各郵便局）		１災害時における郵政事業運営の確保 ２災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 （神戸支店）		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 （兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団）		１災害時における医療救護 ２こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３救援物資の配分		
日本放送協会 （神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	１災害時における緊急鉄道輸送 ２鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） 株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ＫＤＤＩ株式会社 （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

＜改　　正　　後＞

第１編　総　則

第１章　計画の前提

第１節　計画の趣旨　（略）

第２節　防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第１　防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１～４　（略）

５　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （市内各郵便局）		１災害時における郵政事業運営の確保 ２災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 （神戸支店）		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 （兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団）		１災害時における医療救護 ２こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３救援物資の配分		
日本放送協会 （神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	１災害時における緊急鉄道輸送 ２鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） 株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ＫＤＤＩ株式会社 （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞

ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー兵庫導管部）	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

６・７　（略）

第２　市民等の責務

１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責　務
加東市消防団	１ 防災意識の普及 ２ 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	１ 社会福祉施設の被害調査 ２ ボランティアセンターの開設・運営 ３ 生活福祉資金貸し付けの受け付け ４ 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	１ 医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 （市内の登録歯科医院）	１ 歯科医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 （市内の登録薬局）	１ 薬剤師との連絡調整 ２ 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 （市内の加入動物病院）	１ 獣医師との連絡調整 ２ 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	１ 被災事業者の再建支援 ２ 義援金口座の開設
医療施設の管理者	１ 防災設備の整備・点検、防災訓練 ２ 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	１ 防災設備の整備・点検、防災訓練 ２ 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	１ 防災設備の整備・点検、防災訓練

＜改　　正　　後＞

ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

６・７　（略）

第２　市民等の責務

１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責　務
加東市消防団	１ 防災意識の普及 ２ 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	１ 社会福祉施設の被害調査 ２ ボランティアセンターの開設・運営 ３ 生活福祉資金貸し付けの受け付け ４ 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	１ 医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 （市内の登録歯科医院）	１ 歯科医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 （市内の登録薬局）	１ 薬剤師との連絡調整 ２ 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 （市内の加入動物病院）	１ 獣医師との連絡調整 ２ 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	１ 被災事業者の再建支援 ２ 義援金口座の開設
医療施設の管理者	１ 防災設備の整備・点検、防災訓練 ２ 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	１ 防災設備の整備・点検、防災訓練 ２ 要配慮者の救援協力
危険物施設等の管理者	１ 防災設備の整備・点検、防災訓練

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

「要配慮者」への字句の修正

＜現　　行＞

	2 災害時の危険物・施設の安全措置

2　市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区　分	責　務
市　　民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の３日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事　　業　　所	1 減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

第２章　災害に関する現状と課題

第１節　自然的条件　（略）

第２節　社会的条件

第１　人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人／ｋ㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

平成 27 年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約 10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯　（略）

地域別人口・世帯　（略）

＜改　　正　　後＞

	2 災害時の危険物・施設の安全措置

2　市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区　分	責　務
市　　民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の３日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の要配慮者　　等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事　　業　　所	1 減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 要配慮者　　等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

第２章　災害に関する現状と課題

第１節　自然的条件　（略）

第２節　社会的条件

第１　人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人／ｋ㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

令和 2 年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約 8.6 %夜間人口より多い状況である。

人口・世帯　（略）

地域別人口・世帯　（略）

＜修正理由＞

「要配慮者」への字句の修正

令和 2 年国勢調査に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞

年齢別・地域別人口　（略）

昼夜間人口

単位：人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,310	44,591

資料）平成27年国勢調査

第３節　地震災害の危険性と被害の特徴

第１　地震災害発生状況

１　兵庫県内での地震災害発生状況

有史以来、兵庫県のどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度５弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20 世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者 425 人、負傷者 806 人)、南海地震(死者 50 人、負傷者 69 人)、兵庫県南部地震(死者 6,402 人、負傷者 40,092 人)の被害が大きい。

(第１表)　　兵庫県のどこかに震度５弱以上を与えたと推定される地震

番　号	発　生　年　月　日	(推定)規模(M)	
1	599. 5.28（推 古　　7. 4.27）	7.0	
2	701. 5.12（大 宝　　1. 3.26）	7.0	
3	745. 6.15（天 平　　17. 4.27）	7.9	
4	827. 8.11（天 長　　4. 7.12）	6.5～7.0	
○ 5	868. 8. 3（貞 観　　10. 7. 8）	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8.26（仁 和　　3. 7.30）	8.0～8.5	
7	938. 5.22（承平８（天慶１）. 4.15）	7.0	
8	1096.12.17（嘉保３（永長１）.11.24）	8.0～8.5	
9	1361. 8. 3（正 平　　16. 6.24）	$8_{1/4}$～8.5	
10	1449. 5.13（文安６（宝徳１）. 4.12）	$5_{3/4}$～6.5	
11	1498. 9.20（明 応　　7. 8.25）	8.2～8.4	
12	1510. 9.21（永 正　　7. 8. 8）	6.5～7.0	
13	1579. 2.25（天 正　　7. 1.20）	$6.0\pm_{1/4}$	
14	1596. 9. 5（文録５（慶長１）. 7.13）	$7_{1/2}\pm_{1/4}$	
15	1662. 6.16（寛 文　　2. 5. 1）	$7_{1/4}$～7.6	
16	1707.10.28（宝 永　　4.10. 4）	8.4	宝永地震
17	1751. 3.26（寛延４（宝暦１）. 2.29）	5.5～6.0	
18	1854.12.23（嘉永７（安政１）.11. 4）	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24（嘉永７（安政１）.11. 5）	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6（文久４（元治１）. 1.28）	$6_{1/4}$	
21	1891.10.28（明治24）	8.0	濃尾地震
○ 22	1916.11.26（大正５）	6.1	
○ 23	1925. 5.23（大正14）	6.8	北但馬地震

＜改　　正　　後＞

年齢別・地域別人口　（略）

昼夜間人口

単位：人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,645	44,147

資料）令和２年 国勢調査

第３節　地震災害の危険性と被害の特徴

第１　地震災害発生状況

１　兵庫県内での地震災害発生状況

有史以来、兵庫県のどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度５弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20 世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者 425 人、負傷者 806 人)、南海地震(死者 50 人、負傷者 69 人)、兵庫県南部地震(死者 6,402 人、負傷者 40,092 人)の被害が大きい。

(第１表)　　兵庫県のどこかに震度５弱以上を与えたと推定される地震

番　号	発　生　年　月　日	(推定)規模(M)	
1	599. 5.28（推 古　　7. 4.27）	7.0	
2	701. 5.12（大 宝　　1. 3.26）	7.0	
3	745. 6.15（天 平　　17. 4.27）	7.9	
4	827. 8.11（天 長　　4. 7.12）	6.5～7.0	
○ 5	868. 8. 3（貞 観　　10. 7. 8）	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8.26（仁 和　　3. 7.30）	8.0～8.5	
7	938. 5.22（承平８（天慶１）. 4.15）	7.0	
8	1096.12.17（嘉保３（永長１）.11.24）	8.0～8.5	
9	1361. 8. 3（正 平　　16. 6.24）	$8_{1/4}$～8.5	
10	1449. 5.13（文安６（宝徳１）. 4.12）	$5_{3/4}$～6.5	
11	1498. 9.20（明 応　　7. 8.25）	8.2～8.4	
12	1510. 9.21（永 正　　7. 8. 8）	6.5～7.0	
13	1579. 2.25（天 正　　7. 1.20）	$6.0\pm_{1/4}$	
14	1596. 9. 5（文録５（慶長１）. 7.13）	$7_{1/2}\pm_{1/4}$	
15	1662. 6.16（寛 文　　2. 5. 1）	$7_{1/4}$～7.6	
16	1707.10.28（宝 永　　4.10. 4）	8.6	宝永地震
17	1751. 3.26（寛延４（宝暦１）. 2.29）	5.5～6.0	
18	1854.12.23（嘉永７（安政１）.11. 4）	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24（嘉永７（安政１）.11. 5）	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6（文久４（元治１）. 1.28）	$6_{1/4}$	
21	1891.10.28（明治24）	8.0	濃尾地震
○ 22	1916.11.26（大正５）	6.1	
○ 23	1925. 5.23（大正14）	6.8	北但馬地震

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞

○24	1927. 3. 7（昭和２）	7.3	北丹後地震
25	1927. 3.12（昭和２）	5.2	京都府沖
26	1946.12.21（昭和21）	8.0	南海地震
27	1963. 3.27（昭和38）	6.9	越前岬沖地震
◎28	1995. 1.17（平成７）	7.3	兵庫県南部地震
29	2000.10. 6（平成12）	7.3	鳥取県西部地震
○30	2013. 4.13（平成25）	6.3	淡路島付近を震源とする地震
31	2018. 6.18（平成30）	6.1	大阪府北部を震源とする地震

（注１）○は県内のいずれかに震度６以上の揺れがあったと推定される地震
　　◎は県内のいずれかに震度７の揺れがあった地震
（注２）なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

(第1図) ～ (第4図)　(略)

２　兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要　（略）

第２・第３　（略）

参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第５節　地震災害の危険性と被害の特徴

第１　趣旨　（略）

第２　内容

１　活断層と地震災害

２　内陸部地震

(1) 地震発生の危険性　（略）

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

① 山崎断層帯

【断層帯の位置及び形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんざき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。

＜改　　正　　後＞

○24	1927. 3. 7（昭和２）	7.3	北丹後地震
25	1927. 3.12（昭和２）	5.2	京都府沖
26	1946.12.21（昭和21）	8.0	南海地震
27	1963. 3.27（昭和38）	6.9	越前岬沖地震
◎28	1995. 1.17（平成７）	7.3	兵庫県南部地震
29	2000.10. 6（平成12）	7.3	鳥取県西部地震
○30	2013. 4.13（平成25）	6.3	淡路島付近を震源とする地震
31	2018. 6.18（平成30）	6.1	大阪府北部を震源とする地震

（注１）○は県内のいずれかに震度６以上の揺れがあったと推定される地震
　　◎は県内のいずれかに震度７の揺れがあった地震
（注２）なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

(第1図) ～ (第4図)　(略)

２　兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要　（略）

第２・第３　（略）

参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第５節　地震災害の危険性と被害の特徴

第１　趣旨　（略）

第２　内容

１　活断層と地震災害

２　内陸部地震

(1) 地震発生の危険性　（略）

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

① 山崎断層帯

【断層帯の位置及び形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんざき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模（M）	地 震 発生 確 率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	0.002%～0.05%	3900年程度
					４～６世紀
主部（北西部）	7.7程度	0.09%～1% やや高い	0.2%～2%	0.4%～4%	約1800～2300年程度
					868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度
					４～12世紀

（評価時点は全て平成29年１月１日現在）

※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が３％以上は「高いグループ」、0.1％以上３％未満は「やや高いグループ」に属する。

②中央構造線断層帯

【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から６つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら６つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模（M）	地 震 発生 確 率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	
紀淡海峡 －鳴門海峡	7.6～7.7程度	0.005%～1% やや高い	0.009%～2%	0.02%～4%	約 4000～6000 年
					約 3100 年前～2600 年前

（評価時点は全て平成29年１月１日現在）

③ 六甲・淡路島断層帯

＜改　正　後＞

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模（M）	地 震 発生 確 率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	0.003%～0.05%	3900年程度
					４～６世紀
主部（北西部）	7.7程度	0.1 %～1% やや高い	0.2%～2%	0.5%～4%	約1800～2300年程度
					868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度
					４～12世紀

（評価時点は全て令和４年１月１日現在）

※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が３％以上は「高いグループ」、0.1％以上３％未満は「やや高いグループ」に属する。

②中央構造線断層帯

【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から６つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら６つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模（M）	地 震 発生 確 率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	
紀淡海峡 －鳴門海峡	7.5　程度	0.005%～1% やや高い	0.009%～2%	0.02%～4%	約 4000～6000 年
					約 3100 年前～2600 年前

（評価時点は全て令和４年１月１日現在）

③ 六甲・淡路島断層帯

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模(M)	地 震 発生 確 率			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部（六甲山地南縁－淡路島東岸区間）	7.9程度	ほぼ0%～1%　やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%	900年～2800年程度
					16世紀
主部(淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度
					1995年兵庫県南部地震
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度
					11世紀～17世紀初頭

（評価時点は全て平成29年１月１日現在）

④ 上町（うえまち）断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動	地 震 発生 確 率	平均活動間隔（上

＜改　　正　　後＞

【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模(M)	地 震 発生 確 率			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部（六甲山地南縁－淡路島東岸区間）	7.9程度	ほぼ0%～1%　やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%	900年～2800年程度
					16世紀
主部(淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度
					1995年兵庫県南部地震
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度
					11世紀～17世紀初頭

（評価時点は全て令和４年１月１日現在）

④ 上町（うえまち）断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

図　（略）

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動	地 震 発生 確 率	平均活動間隔（上

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

	時の地震規模（M）	30年以内	50年以内	100年以内	段）最新活動時期（下段）
上町断層帯	7.5程度	2%～3% 高い	3%～5%	6%～10%	8000年程度
					約28000年前-9000年前

（評価時点は全て平成29年1月1日現在）

⑤ その他の断層　（略）

(3) 想定地震

兵庫県内において震度５強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

○マグニチュード７程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率

＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：平成29年１月１日）＞

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○花折断層帯（中南部）
0.1%未満	○有馬－高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	
ほぼ0%（※１）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯
不明　（※２）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※３） ○養父断層（※３）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※３）

※１　発生確率が0.001%未満

※２　平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※３　地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

検討対象とした県内外の活断層地震　（略）

〔その他の活断層〕　（略）

＜改　　正　　後＞

	時の地震規模（M）	30年以内	50年以内	100年以内	段）最新活動時期（下段）
上町断層帯	7.5程度	2%～3% 高い	3%～5%	6%～10%	8000年程度
					約28000年前-9000年前

（評価時点は全て令和４年1月1日現在）

⑤ その他の断層　（略）

(3) 想定地震

兵庫県内において震度５強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

○マグニチュード７程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率

＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和４年１月１日）＞

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（四国　　側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○花折断層帯（中南部）
0.1%未満	○有馬－高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0%（※１）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯
不明　（※２）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※３） ○養父断層（※３）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※３） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※１　発生確率が0.001%未満

※２　平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※３　地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

※４　中央構造線断層帯（四国側）は３断層区間（内２区間反映）、中央構造線断層帯（紀伊半島側）は６断層区間（内３区間反映）から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載

検討対象とした県内外の活断層地震　（略）

〔その他の活断層〕　（略）

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞

(4) 被害想定　(略)

３　津波を伴う地震

(1) 地震発生の危険性

・南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

(海溝型地震の今後10，30，50年以内の地震発生確率：算定基準日平成29年(2017年)1月1日)

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M８～M９クラス	20%～30%	70%程度	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年
					71.0年前

(参考) 南海トラフにおける過去の地震　(略)

(2)・(3)　(略)

第２編　災害予防計画

第１章　基本方針　（略）

災害予防計画（震災対策編）は、加東市強靭化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第１　災害応急対策に係る備えの充実

地震災害（以下「災害」という。）応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

(1)～(14)　(略)

(15) 災害時要援護者支援対策の充実

(16)～(20)　(略)

第２～第４　（略）

第２章　災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

＜改　正　後＞

(4) 被害想定　(略)

３　津波を伴う地震

(1) 地震発生の危険性

・南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

(海溝型地震の今後10，30，50年以内の地震発生確率：算定基準日日令和４年(2022年)1月1日)

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M８～M９クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年
					76.0年前

(参考) 南海トラフにおける過去の地震　(略)

(2)・(3)　(略)

第２編　災害予防計画

第１章　基本方針　（略）

災害予防計画（震災対策編）は、加東市強靭化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第１　災害応急対策に係る備えの充実

地震災害（以下「災害」という。）応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

(1)～(14)　(略)

(15) 要配慮者　支援対策の充実

(16)～(20)　(略)

第２～第４　（略）

第２章　災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

＜修正理由＞

「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１節　組織体制の整備　（略）	**第１節　組織体制の整備　（略）**	
第２節　研修・訓練の実施	**第２節　研修・訓練の実施**	
防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。	防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。	
第１　研修　（略）	**第１　研修　（略）**	
第２　防災訓練	**第２　防災訓練**	
市は、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。 また、防災訓練の企画、立案に際しては、女性の参画を求め、女性の視点からの意見を取り入れるなど、多様な観点からの検討を加え、災害時要援護者の支援を含めた訓練を実施する。	市は、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。 また、防災訓練の企画、立案に際しては、女性の参画を求め、女性の視点からの意見を取り入れるなど、多様な観点からの検討を加え、要配慮者の支援を含めた訓練を実施する。	「要配慮者」への字句の修正
１　総合防災訓練　（略） **２　個別防災訓練** 市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。 (1)・(2)　（略） (3) 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練 ①　対策のシミュレート訓練 ②　他機関との連携訓練等 (4) 実地訓練　（略）	**１　総合防災訓練　（略）** **２　個別防災訓練** 市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。 (1)・(2)　（略） (3) 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練 ①　対策のシミュレート訓練 ②　他機関との連携訓練等 ③　鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した訓練等 (4) 実地訓練　（略）	県地域防災計画に伴う修正
３　「1.17 は忘れない」地域防災訓練　（略）	**３　「1.17 は忘れない」地域防災訓練　（略）**	
第３・第４　（略）	**第３・第４　（略）**	
第３節　関係機関等との応援体制の整備	**第３節　関係機関等との応援体制の整備**	
大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。	大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。	
第１～３　（略）	**第１～３　（略）**	
第４　応援・受援体制の整備	**第４　応援・受援体制の整備**	
市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。 なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。	市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。 なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第５　広域避難・広域一時滞在の体制の整備　（略） **第４節　情報収集・伝達体制の強化** 災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。 **第１～第６　（略）** **第７　市民に対する通信連絡手段の整備** 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、ＩＰ通信網、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。 〈　現有の主な情報伝達手段例　〉 (1)～(12)　（略） **第５節～第９節　（略）** **第１０節　避難対策の充実** 災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。 **第１　避難所等の指定** 公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。 市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。 **１　指定緊急避難場所　（略）** **２　指定避難所** 震災による最大規模の避難者数 9,635 人（第１編第２章第３節第３参照）を収容できる避難所を確保する。 (1) 指定基準 指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、１施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件） ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）	**第５　広域避難・広域一時滞在の体制の整備　（略）** **第４節　情報収集・伝達体制の強化** 災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。 **第１～第６　（略）** **第７　市民に対する通信連絡手段の整備** 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、ＩＰ通信網、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、要配慮者　　等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。 〈　現有の主な情報伝達手段例　〉 (1)～(12)　（略） **第５節～第９節　（略）** **第１０節　避難対策の充実** 災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。 **第１　避難所等の指定** 公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。 市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。 **１　指定緊急避難場所　（略）** **２　指定避難所** 震災による最大規模の避難者数 9,635 人（第１編第２章第３節第３参照）を収容できる避難所を確保する。 (1) 指定基準 指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、１施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件） ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）	「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件） ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件） ・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。	・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件） ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件） ・要配慮者　　の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。	「要配慮者」への字句の修正
(2)・(3)　(略)	(2)・(3)　(略)	
(4) 留意事項	(4) 留意事項	
・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。	・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。	
・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。	・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。	
・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。	・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。	
・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。	・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。	
・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。	・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。	
・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。	・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。	
・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。	・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。	
・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	
・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	
・指定避難所は、　　避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。	・指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。	県地域防災計画に伴う修正
	・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。	県地域防災計画に伴う修正
第２　避難所管理運営体制の整備　（略）	**第２　避難所管理運営体制の整備　（略）**	
第３　施設、設備の整備	**第３　施設、設備の整備**	
避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備　（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器　　等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、　　にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。	避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）　　計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び　　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
１　避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮 （1）居住スペース等における配慮 間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や災害時要援護者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。 （2）～（7）　（略） **２　避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮　（略）**	要な配慮をするよう努める。 **１　避難所施設の利用上における女性や要配慮者への配慮** （1）居住スペース等における配慮 間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や要配慮者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。 （2）～（7）　（略） **２　避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮　（略）**	「要配慮者」への字句の修正
第４　避難所運営組織の育成 （1）　（略） （2）地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。 （3）　（略）	**第４　避難所運営組織の育成** （1）　（略） （2）地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。 （3）　（略）	「要配慮者」への字句の修正
第５～第７　（略）	**第５～第７　（略）**	
	第８　避難指示等発令判断の準備 市は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。	県地域防災計画に伴う修正
第８　「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上　（略）	**第９　「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上　（略）**	数字のずれ
第１１節　通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、通勤・通学・帰宅困難者対策について定める。	**第１１節　通勤・通学・帰宅困難者対策の推進** 大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、通勤・通学・帰宅困難者対策について定める。	
第１　普及啓発　（略）	**第１　普及啓発　（略）**	
第２　通勤・通学・帰宅困難者等への支援 （1）市は、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。 （2）市は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。	**第２　通勤・通学・帰宅困難者等への支援** （1）市は、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。 （2）市は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。	「要配慮者」への字句の修正
第１２節　備蓄体制等の整備 災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。	**第１２節　備蓄体制等の整備** 災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。	
第１　基本方針　（略）	**第１　基本方針　（略）**	

＜現　　　　行＞	＜改　　正　　後＞	＜修正理由＞
第２　食料 **１　備蓄、調達** (1)・(2)　（略） (3) 品目 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。 ①　（略） ②　即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食・飲料水 ③　（略） (4) 方法　（略）	**第２　食料** **１　備蓄、調達** (1)・(2)　（略） (3) 品目 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。 ①　（略） ②　即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水 ③　（略） (4) 方法　（略）	県地域防災計画に伴う修正
第３　生活必需物資 **１　備蓄、調達** (1)・(2)　（略） (3) 品目 発災から３日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。 表　（略） (4) 方法　（略） **２　搬送等　（略）** **第４～第６　（略）**	**第３　生活必需物資** **１　備蓄、調達** (1)・(2)　（略） (3) 品目 発災から３日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。 表　（略） (4) 方法　（略） **２　搬送等　（略）** **第４～第６　（略）**	「要配慮者」への字句の修正
第１３節・第１４節　（略）	**第１３節・第１４節　（略）**	
第１５節　災害時要援護者支援対策の充実 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。	**第１５節　要配慮者支援対策の充実** 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。	「要配慮者」への字句の修正
第１　健康・福祉・医療の連携 市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。	**第１　健康・福祉・医療の連携** 市民の自立と相互の助け合いを基調として、要配慮者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。	「要配慮者」への字句の修正
第２　災害時要援護者支援体制の確保 **１　支援の対象となる災害時要援護者** 災害時要援護者とは、次の(1)～(8)のうち、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを	**第２　要配慮者支援体制の確保**	「要配慮者」は、災害対策基本法第８条第２項第１５条で定義されているため削除

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。 (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯等） (2) 心身障害者（身体、知的、精神） (3) 乳幼児 (4) 難病患者 (5) 寝たきりや認知症のある者 (6) 傷病者 (7) 妊産婦 (8) 外国人（日本語が理解できない人）		
２　災害時要援護者支援体制の整備 (1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 (2)・(3)　（略） (4) 訓練・研修の実施 災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。 (5) マニュアル等の作成 市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。	**１　要配慮者　　支援体制の整備** (1) 要配慮者　　の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者　　に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者　　）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 (2)・(3)　（略） (4) 訓練・研修の実施 要配慮者　　も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者　　支援に必要な人材の育成に努める。 (5) マニュアル等の作成 市は、要配慮者　　支援のための体制を充実させるため、「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」　　を参考に、要配慮者支援に関するマニュアル　等の作成に努める。	数字のずれ 「要配慮者」への字句の修正 「要配慮者」への字句の修正 「要配慮者」への字句の修正 県指針改訂に伴う名称修正
３　災害時要援護者への情報伝達手段の確立 災害時要援護者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。 (1)～(3)　（略）	**２　要配慮者　　への情報伝達手段の確立** 要配慮者　　に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。 (1)～(3)　（略）	「要配慮者」への字句の修正
第３　災害時要援護者自らの備えの充実 災害時要援護者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。	**第３　要配慮者　　自らの備えの充実** 要配慮者　　は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。	「要配慮者」への字句の修正
第４　社会福祉施設等の整備 **１～３　（略）** **４　高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等** 災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。 また、災害時要援護者に配慮した支援体制を検討する。	**第４　社会福祉施設等の整備** **１～３　（略）** **４　高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等** 災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。 また、要配慮者　　に配慮した支援体制を検討する。	「要配慮者」への字句の修正
第５　災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施 (1) 県が実施する災害時要援護者関連施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。	**第５　要配慮者利用施設　　に係る総合的な災害対策の実施** (1) 県が実施する要配慮者利用施設　　に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者利用施設　　に係る総合的な土砂災害対策に協力する。	「要配慮者利用施設」への字句の修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域」という。）が指定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。 (3)　土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。	(2)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域」という。）が指定された場合には、同区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。 (3)　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。	
第１６節　災害ボランティア活動の支援体制の整備	**第１６節　災害ボランティア活動の支援体制の整備**	
大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。	大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。	
第１　災害ボランティア受入計画の作成　（略）	**第１　災害ボランティア受入計画の作成　（略）**	
第２　受入体制の整備	**第２　受入体制の整備**	
市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。 (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築 (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援 (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練の実施に努める。	市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。 (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築 (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援 (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第３・第４　（略）	**第３・第４　（略）**	
第１７節　土砂災害対策の充実	**第１７節　土砂災害対策の充実**	
土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。	土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。	
第１　警戒避難体制の整備	**第１　警戒避難体制の整備**	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。 (1)～(3)　（略） (4)　当該警戒区域に災害時要援護者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。 (1)～(3)　（略） (4)　当該警戒区域に要配慮者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法	「要配慮者」への字句の修正
第２～第４　（略）	**第２～第４　（略）**	
第１８節　中山間地等における地震対策	**第１８節　中山間地等における地震対策**	
中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。	中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。	
１～３　（略）	**１～３　（略）**	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
４　災害時要援護者に対する支援対策 市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による災害時要援護者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。	**４　要配慮者に対する支援対策** 市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による要配慮者への情報伝達体制を整備しておく。	「要配慮者」への字句の修正 字句の修正
第１９節・第２０節　（略）	**第１９節・第２０節　（略）**	
第３章　市民参加による地域防災力・減災力の向上	**第３章　市民参加による地域防災力・減災力の向上**	
「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。	「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。	
第１節　防災に関する学習等の充実	**第１節　防災に関する学習等の充実**	
市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。	市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。	
第１　市民に対する防災思想の普及　（略）	**第１　市民に対する防災思想の普及　（略）**	
第２　市民に対する防災・減災知識の普及	**第２　市民に対する防災・減災知識の普及**	
あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。	あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。	
１　普及方法　（略） **２　普及内容** 防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。 (1)・(2)　（略） (3) 地震災害に対する平常時の心得 ①～⑫　（略） ⑬　災害時要援護者（外国人を含む。）への配慮 ⑭～⑯　（略） (4)・(5)　（略）	**１　普及方法　（略）** **２　普及内容** 防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。 (1)・(2)　（略） (3) 地震災害に対する平常時の心得 ①～⑫　（略） ⑬　要配慮者及び外国人への配慮 ⑭～⑯　（略） (4)・(5)　（略）	「要配慮者」への字句の修正
第３～第５　（略）	**第３～第５　（略）**	
第６　学校における防災教育	**第６　学校における防災教育**	
(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 ①　防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア・イ　（略） ウ　地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について エ　（略） ②　（略） (2)　（略）	(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 ①　防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア・イ　（略） ウ　地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について エ　（略） ②　（略） (2)　（略）	県地域防災計画に伴う修正
第２節　自主防災組織の育成強化	**第２節　自主防災組織の育成強化**	
平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの大規模地震	平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの大規模地震	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。 市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。	は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。 市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。	
第１　方針　（略）	**第１　方針　（略）**	
第２　活動	**第２　活動**	
自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。	自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。	
１　防災計画（マニュアル）の内容 (1)～(7)　（略） (8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等） (9)～(11)　（略）	**１　防災計画（マニュアル）の内容** (1)～(7)　（略） (8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等） (9)～(11)　（略）	「要配慮者」への字句の修正
２　自主防災組織の編成　（略）	**２　自主防災組織の編成　（略）**	
３　自主防災組織の活動内容 (1) 平常時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑨　（略） ⑩　災害時要援護者の把握 ⑪　（略） (2) 災害発生時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑦　（略） ⑧　災害時要援護者の支援	**３　自主防災組織の活動内容** (1) 平常時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑨　（略） ⑩　要配慮者の把握 ⑪　（略） (2) 災害発生時の活動 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。 ①～⑦　（略） ⑧　要配慮者の支援	「要配慮者」への字句の修正 「要配慮者」への字句の修正
４　その他　（略）	**４　その他　（略）**	
第３　自主防災組織への指導、支援　（略）	**第３　自主防災組織への指導、支援　（略）**	
第３節～第５節　（略）	**第３節～第５節（略）**	
第４章　堅牢でしなやかな防災基盤の整備	**第４章　堅牢でしなやかな防災基盤の整備**	
「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。	「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。	
第１節～第５節　（略）	**第１節～第５節　（略）**	
第６節　ライフライン関係施設の整備	**第６節　ライフライン関係施設の整備**	
市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。	市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１　電力施設の整備等　（略）	**第１　電力施設の整備等　（略）**	
第２　ガス施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。 **１　大阪ガス㈱の取組　（略）** **２　（一社）兵庫県ＬＰガス協会の取組　（略）**	**第２　ガス施設の整備等** 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。 **１　大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の取組　（略）** **２　（一社）兵庫県ＬＰガス協会の取組　（略）**	県地域防災計画に伴う修正
第３　電気通信施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。 **１～３　（略）**	**第３　電気通信施設の整備等** 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。 **１～３　（略）** **４　楽天モバイル㈱の取組** (1) 関係機関との連絡調整 災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。 ①　本社における対応 ア　総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。 イ　災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。 ウ　円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。 ②　地域における対応 ア　当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。 イ　平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には党が一合公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。 (2) 通信設備等の高信頼化 電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成又はリング構成とする等、通信網の整備を行う。 (3) 重要通信の確保 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。 (4) 災害対策用機器及び車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。 (5) 防災に関する教育、訓練 災害の発生又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保及び災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。	

＜現　　行＞

第４・第５　（略）

第３編　災害応急対策計画

第１章　基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第１　迅速な災害応急活動体制の確立　（略）

第２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 （発災後 １日程度 以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・土木施設復旧及び二次災害防止対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施 継続実施
応急対策 (発災後 １週間程度以降)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

(1)～(8)　（略）

(9)　災害時要援護者支援対策の実施

(10)～(23)　（略）

第３　大規模事故等災害応急対策の実施　（略）

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

＜改　　正　　後＞

第４・第５　（略）

第３編　災害応急対策計画

第１章　基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第１　迅速な災害応急活動体制の確立　（略）

第２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者　　等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 （発災後 １日程度 以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・土木施設復旧及び二次災害防止対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施 継続実施
応急対策 (発災後 １週間程度以降)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

(1)～(8)　（略）

(9)　要配慮者　　支援対策の実施

(10)～(23)　（略）

第３　大規模事故等災害応急対策の実施　（略）

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

＜修正理由＞

「要配慮者」への字句の修正

「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。 **第１節　応急活動体制** **第１・第２　（略）** **第３　災害対策本部** 市内において震度５強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。 **１・２　（略）** **３　本部会議** 本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。 （本部長）　市長 （副本部長）副市長、教育長、技監 （本部員）　議会事務局長、秘書室長　、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長 **４　本部体制** (1)　(略) (2)　災害対策本部体制 初動時の応急災害対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。 ■　災害対策本部等組織　（略） ■　事務分掌	災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。 **第１節　応急活動体制** **第１・第２　（略）** **第３　災害対策本部** 市内において震度５強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。 **１・２　（略）** **３　本部会議** 本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。 （本部長）　市長 （副本部長）副市長、教育長、技監 （本部員）　議会事務局長、秘書広報課長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長 **４　本部体制** (1)　(略) (2)　災害対策本部体制 初動時の応急災害対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。 ■　災害対策本部等組織　（略） ■　事務分掌	加東市事務分掌条例の一部改正に伴う修正

対策部	事　務　分　掌
本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	**(防災課)** 1　災害対策本部の設置（廃止） 2　配備体制、その他本部命令の伝達 3　地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4　県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5　各部、各班との連絡調整等 ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6　被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7　本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8　自主防災組織との連絡調整等 9　災害、気象情報並びに被害状況の収集 10　災害救助法の適用申請 11　防災功労者の顕彰等 12　その他本部業務の庶務

対策部	事　務　分　掌
本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	**(防災課)** 1　災害対策本部の設置（廃止） 2　配備体制、その他本部命令の伝達 3　地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4　県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5　各部、各班との連絡調整等 ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6　被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7　本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8　自主防災組織との連絡調整等 9　災害、気象情報並びに被害状況の収集 10　災害救助法の適用申請 11　防災功労者の顕彰等 12　その他本部業務の庶務

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞		＜改　正　後＞		＜修正理由＞
総務対策部 部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書室 企画政策課 まちづくり創造課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課	**(議会事務局)** 1　市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ 2　部内の応援 **(秘書室　)** 1　本部長及び副本部長の秘書 2　災害視察者その他見舞者の応接 3　市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4　災害に関する市民への広報 **(企画政策課・まちづくり創造課)** 1　報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2　被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3　災害復興計画の総合的な企画 4　ＣＡＴＶによる広報 5　ＣＡＴＶ関連施設の被害状況把握及び機能確保 6　部内の応援 **(人事課)** 1　職員の動員、各部の配置調整 2　災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3　各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4　災害救助、救援のための作業員等の雇用 5　他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6　職員被災状況の情報収集	**総務対策部** 部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書広報課 企画政策課 まちづくり創造課 デジタル推進課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課	**(議会事務局)** 1　市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ 2　部内の応援 **(秘書広報課)** 1　本部長及び副本部長の秘書 2　災害視察者その他見舞者の応接 3　市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4　災害に関する市民への広報 5　ＣＡＴＶによる広報 6　ＣＡＴＶ関連施設の被害状況把握及び機能確保 **(企画政策課・まちづくり創造課)** 1　報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2　被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3　災害復興計画の総合的な企画 4　部内の応援 **(人事課)** 1　職員の動員、各部の配置調整 2　災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3　各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4　災害救助、救援のための作業員等の雇用 5　他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6　職員被災状況の情報収集	加東市事務分掌条例の一部改正に伴う修正 数字のずれ

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞		＜改　正　後＞		＜修正理由＞
対策部	事　務　分　掌	対策部	事　務　分　掌	
	(総務財政課＿＿＿＿＿＿＿) 1　災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2　国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3　市所有の情報システムの機能確保 4　災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5　義援金、救援物資の配分 6　応急対策に要する資金の調達 7　災害対策の予算及び財政計画 **(管財課)** 1　災害時優先電話の確保 2　災害対策物資、資材の調達及び配送 3　車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4　庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5　庁舎内及び周辺の警備 6　災害応急工事の契約等 7　物的支援の受入れに対する対応 **(税務課)** 1　被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2　被災者台帳の作成及びり災証明書発行 3　被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4　市税全般の相談 5　税に関する各種申請窓口の設置 6　部内の応援 **(会計課)** 1　災害対策に必要な現金の出納 2　災害関係費支出命令審査及び出納 3　見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4　部内の応援		**(総務財政課・デジタル推進課)** 1　災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2　国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3　市所有の情報システムの機能確保 4　災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5　義援金、救援物資の配分 6　応急対策に要する資金の調達 7　災害対策の予算及び財政計画 **(管財課)** 1　災害時優先電話の確保 2　災害対策物資、資材の調達及び配送 3　車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4　庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5　庁舎内及び周辺の警備 6　災害応急工事の契約等 7　物的支援の受入れに対する対応 **(税務課)** 1　被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2　被災者台帳の作成及びり災証明書発行 3　被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4　市税全般の相談 5　税に関する各種申請窓口の設置 6　部内の応援 **(会計課)** 1　災害対策に必要な現金の出納 2　災害関係費支出命令審査及び出納 3　見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4　部内の応援	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞		＜改　正　後＞		＜修正理由＞
対策部	事　務　分　掌	対策部	事　務　分　掌	
生活対策部 部長 　健康福祉部長 副部長 　福祉総務課長 担当課 　福祉総務課 　社会福祉課 　高齢介護課 　人権協働課	**(福祉総務課)** 1　民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 2　福祉避難所の開設及び運営等 3　ボランティアの受入れ及び調整 4　社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5　災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6　生活必需品及び物資の支給に関する事務 7　生活福祉資金等の融資 8　災害援護資金の貸付 9　福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10　各種申請窓口の設置 **(社会福祉課・高齢介護課)** 1　避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2　避難者の誘導、収容 3　要配慮者等の救援 4　被災者に対する食料品の調達、配給 5　被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6　救援物資の受入れ及び配送 7　炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　行方不明者の捜索、情報管理等 10　被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11　被災者の生活（福祉）相談 12　その他被災者生活救援対策 **(人権協働課)** 1　避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2　避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3　部内の応援	**生活対策部** 部長 　健康福祉部長 副部長 　福祉総務課長 担当課 　福祉総務課 　社会福祉課 　高齢介護課 　人権協働課	**(福祉総務課)** 1　民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 2　福祉避難所の開設及び運営等 3　ボランティアの受入れ及び調整 4　社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5　災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6　生活必需品及び物資の支給に関する事務 7　生活福祉資金等の融資 8　災害援護資金の貸付 9　福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10　各種申請窓口の設置 **(社会福祉課・高齢介護課)** 1　避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2　避難者の誘導、収容 3　要配慮者等の救援 4　被災者に対する食料品の調達、配給 5　被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6　救援物資の受入れ及び配送 7　炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　行方不明者の捜索、情報管理等 10　被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11　被災者の生活（福祉）相談 12　その他被災者生活救援対策 **(人権協働課)** 1　避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2　避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3　部内の応援	
保健対策部 部長 　委員会事務局長 副部長 　健康課長 担当課 　健康課 　委員会事務局	**(健康課)** 1　医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2　医療ボランティアの受入れ及び調整 3　医療機関等の被害調査及び応急対策 4　医療救護本部設置の検討 5　応急救護所の設置支援 6　傷病者名簿等の作成 7　保健衛生用資機材の調達 8　保健医療情報の収集 9　広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10　保健衛生、感染症の予防対策 11　防疫活動（資機材、薬剤調達） 12　食品衛生及び食中毒の予防 13　被災者の心のケア対策及び健康管理 **(委員会事務局)** 1　部内の応援	**保健対策部** 部長 　委員会事務局長 副部長 　健康課長 担当課 　健康課 　委員会事務局	**(健康課)** 1　医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2　医療ボランティアの受入れ及び調整 3　医療機関等の被害調査及び応急対策 4　医療救護本部設置の検討 5　応急救護所の設置支援 6　傷病者名簿等の作成 7　保健衛生用資機材の調達 8　保健医療情報の収集 9　広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10　保健衛生、感染症の予防対策 11　防疫活動（資機材、薬剤調達） 12　食品衛生及び食中毒の予防 13　被災者の心のケア対策及び健康管理 **(委員会事務局)** 1　部内の応援	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞		＜改　正　後＞		＜修正理由＞
部	事　務　分　掌	部	事　務　分　掌	
環境対策部 部長 　市民協働部長 副部長 　生活環境課長 担当課等 　生活環境課 　市民課 　保険医療課	**(生活環境課)** 1　環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2　応急仮設トイレの設置及び管理 3　し尿の緊急汲み取り 4　愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5　災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6　災害廃棄物対策 **(市民課)** 1　災害窓口相談対応等 2　各種申請窓口の設置 3　遺体の収容及び処置、火葬等 4　部内の応援 **(保険医療課)** 1　医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2　部内の応援	**環境対策部** 部長 　市民協働部長 副部長 　生活環境課長 担当課等 　生活環境課 　市民課 　保険医療課	**(生活環境課)** 1　環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2　応急仮設トイレの設置及び管理 3　し尿の緊急汲み取り 4　愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5　災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6　災害廃棄物対策 **(市民課)** 1　災害窓口相談対応等 2　各種申請窓口の設置 3　遺体の収容及び処置、火葬等 4　部内の応援 **(保険医療課)** 1　医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2　部内の応援	
農林対策部 部長 　産業振興部長 副部長 　農地整備課長 担当課等 　農政課 　農地整備課 　商工観光課	**(農政課・農地整備課)** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　ため池の被害調査及び応急対策 3　農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4　治山施設の被害調査及び応急対策 5　農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6　作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7　農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8　農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9　被災農家に対する農業共済金の支払 10　農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11　被災農畜産業者に対する資金の融資 12　穀物の調達 **(商工観光課)** 1　観光客の安全確保 2　救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3　観光施設の被害調査及び応急対策 4　商工業被害等の調査 5　商工業関係機関及び団体との連絡調整 6　被災者の雇用の促進要請 7　中小企業等の災害復旧資金の融資 8　部内の応援	**農林対策部** 部長 　産業振興部長 副部長 　農地整備課長 担当課等 　農政課 　農地整備課 　商工観光課	**(農政課・農地整備課)** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　ため池の被害調査及び応急対策 3　農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4　治山施設の被害調査及び応急対策 5　農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6　作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7　農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8　農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9　被災農家に対する農業共済金の支払 10　農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11　被災農畜産業者に対する資金の融資 12　穀物の調達 **(商工観光課)** 1　観光客の安全確保 2　救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3　観光施設の被害調査及び応急対策 4　商工業被害等の調査 5　商工業関係機関及び団体との連絡調整 6　被災者の雇用の促進要請 7　中小企業等の災害復旧資金の融資 8　部内の応援	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞		＜改　正　後＞		＜修正理由＞
建設対策部 部長 　都市整備部長 副部長 　土木課長 担当課 　都市政策課 　土木課 　加古川整備推進室	**(都市政策課・土木課・加古川整備推進室)** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3　管理施設の被害調査及び応急対策 4　建設業者等への協力要請 5　住家、人の被害調査（認定） 6　被災建物の応急危険度の判定 7　交通規制の指示及び実施 8　応急対策用資機材の調達 9　公共施設に関する被害調査及び応急対策 10　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11　応急仮設住宅の建設 12　民間住宅等のあっせん等住宅確保 13　被災住宅に係る支援 14　被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15　住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16　災害救助法による住宅の応急修理	**建設対策部** 部長 　都市整備部長 副部長 　土木課長 担当課 　都市政策課 　土木課	**(都市政策課・土木課・加古川整備推進室)** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3　管理施設の被害調査及び応急対策 4　建設業者等への協力要請 5　住家、人の被害調査（認定） 6　被災建物の応急危険度の判定 7　交通規制の指示及び実施 8　応急対策用資機材の調達 9　公共施設に関する被害調査及び応急対策 10　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11　応急仮設住宅の建設 12　民間住宅等のあっせん等住宅確保 13　被災住宅に係る支援 14　被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15　住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16　災害救助法による住宅の応急修理	
上下水道対策部 部長 　上下水道部長 副部長 　管理課長 担当課 　管理課 　工務課	**(管理課・工務課)** 1　上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2　緊急時の活動用水供給 3　飲料水確保及び供給 4　上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 5　応急給水計画の作成及び実施 6　資機材等の調達 7　水質検査等の実施 8　浸水対策 9　排水施設の管理及び運転 10　水道料金等の減免及び徴収猶予 11　その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡	**上下水道対策部** 部長 　上下水道部長 副部長 　管理課長 担当課 　管理課 　工務課	**(管理課・工務課)** 1　上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2　緊急時の活動用水供給 3　飲料水確保及び供給 4　上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 5　応急給水計画の作成及び実施 6　資機材等の調達 7　水質検査等の実施 8　浸水対策 9　排水施設の管理及び運転 10　水道料金等の減免及び徴収猶予 11　その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡	
教育対策部 部長 　教育長 副部長 　教育振興部長 　こども未来部長 担当課等 　教育委員会各課	**(教育委員会各課)** 1　施設利用者の安全確保の指示 2　避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3　所管施設の被害調査及び応急対策 4　被災者に対する炊き出し等の協力 5　被災者に対する救援物資の配布 6　園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7　学校、ＰＴＡとの連絡調整及び協力要請 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　学校給食施設との連絡調整 10　県教育委員会及び関係機関への報告 11　災害による応急教育施設及び教育の確保 12　災害救助法による学用品の給与 13　園児の保護及び応急保育 14　被災園児、児童、生徒の保護・援護 15　被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 16　文化財等の被害調査及び応急対策	**教育対策部** 部長 　教育長 副部長 　教育振興部長 　こども未来部長 担当課等 　教育委員会各課	**(教育委員会各課)** 1　施設利用者の安全確保の指示 2　避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3　所管施設の被害調査及び応急対策 4　被災者に対する炊き出し等の協力 5　被災者に対する救援物資の配布 6　園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7　学校、ＰＴＡとの連絡調整及び協力要請 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　学校給食施設との連絡調整 10　県教育委員会及び関係機関への報告 11　災害による応急教育施設及び教育の確保 12　災害救助法による学用品の給与 13　園児の保護及び応急保育 14　被災園児、児童、生徒の保護・援護 15　被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 16　文化財等の被害調査及び応急対策	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞		＜改　正　後＞		＜修正理由＞
病院部 部長 　病院事業管理者 副部長 　病院事業部事務 　局長 担当課等 　病院各課	(病院各課) 1　負傷者の治療 2　医療救護 3　応急救護所の設営等 4　死体の検案等 5　医療用資機材等の調達及び要請 6　近隣医療機関への応援	**病院部** 部長 　病院事業管理者 副部長 　病院事業部事務 　局長 担当課等 　病院各課	(病院各課) 1　負傷者の治療 2　医療救護 3　応急救護所の設営等 4　死体の検案等 5　医療用資機材等の調達及び要請 6　近隣医療機関への応援	
消防部 部長 　消防団長 副部長 　消防団副団長 担当課等 　消防団	(消防団) 1　警戒パトロール実施 2　警戒及び防御 3　消火、救護、救出 4　情報収集、伝達 5　災害状況報告の整理 6　消防団の出動及び連絡調整 7　資機材の確保、配分及び輸送 8　行方不明者の捜索 9　消防団員の被災状況調査	**消防部** 部長 　消防団長 副部長 　消防団副団長 担当課等 　消防団	(消防団) 1　警戒パトロール実施 2　警戒及び防御 3　消火、救護、救出 4　情報収集、伝達 5　災害状況報告の整理 6　消防団の出動及び連絡調整 7　資機材の確保、配分及び輸送 8　行方不明者の捜索 9　消防団員の被災状況調査	
【各部共通事項】　(略) **５・６　(略)** **第２節　情報の収集・伝達及び報告** 地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。 **第１～第５　(略)** **第６　被災者支援のための情報の収集・活用** 円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。 **１　内容** (1) 市民__からの問い合わせに対する回答 市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 (2) 被災者台帳の作成		【各部共通事項】　(略) **５・６　(略)** **第２節　情報の収集・伝達及び報告** 地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。 **第１～第５　(略)** **第６　被災者支援のための情報の収集・活用** 円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。 **１　内容** (1) 市民等からの問い合わせに対する回答 市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 (2) 被災者台帳の作成	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （被災者台帳に記載する事項） ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3) り災証明書の交付　（略）	市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （被災者台帳に記載する事項） ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3) り災証明書の交付　（略）	「要配慮者」への字句の修正
第３節・第４節　（略）	**第３節・第４節　（略）**	
第３章　円滑な災害応急活動の展開 地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。	**第３章　円滑な災害応急活動の展開** 地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。	
第１節～第３節　（略）	**第１節～第３節　（略）**	
第４節　避難対策 大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。	**第４節　避難対策** 大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。	
第１　避難指示　（略）	**第１　避難指示　（略）**	
第２　避難誘導 (1)～(4)　（略） (5) 市は、避難に自家用車を使用しないよう普及啓発に努める。	**第２　避難誘導** (1)～(4)　（略） (5) 市は、避難に自家用車を使用しないよう普及啓発に努める（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）。	県地域防災計画に伴う修正
第３・第４　（略）	**第３・第４　（略）**	
第５　避難所の運営	**第５　避難所の運営**	
１・２　（略） **３　避難所の運営**	**１・２　（略）** **３　避難所の運営**	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(1) 避難所開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に対応するものとする。 また、避難所の運営について、女性の参画を得て、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、地区（自治会）、自主防災組織等と協力して、円滑な初動対応を図る。	(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。 また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。	県地域防災計画に伴う修正
(2)～(7)　(略)	(2)～(7)　(略)	
(8) 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 （→「第３章　第９節　災害時要援護者支援対策」の項を参照）	(8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 （→「第３章　第９節　要配慮者支援対策」の項を参照）	「要配慮者」への字句の修正
(9)～(13)　(略)	(9)～(13)　(略)	
４・５　（略）	**４・５　（略）**	
６　宿泊施設、社会福祉施設等の活用	**６　宿泊施設、社会福祉施設等の活用**	
(1)　(略)	(1)　(略)	
(2) 災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。	(2) 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。	「要配慮者」への字句の修正
７　避難所広報	**７　避難所広報**	
避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。 災害時要援護者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。	避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。 要配慮者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。	「要配慮者」への字句の修正
８・９　（略）	**８・９　（略）**	
第６　避難所設備の整備	**第６　避難所設備の整備**	
１　スペースの配置　（略）	**１　スペースの配置　（略）**	
２　設備・備品の整備	**２　設備・備品の整備**	
避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。 特に、季節の特性や災害時要援護者等に配慮する。	避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。 特に、季節の特性や要配慮者等に配慮する。	「要配慮者」への字句の修正
■避難所の設備（例）　(略)	■避難所の設備（例）　(略)	
第５節　住宅の確保	**第５節　住宅の確保**	
応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。	応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。	
１　応急仮設住宅の供与	**１　応急仮設住宅の供与**	
(1)～(6)　(略)	(1)～(6)　(略)	
(7) 入居者の認定	(7) 入居者の認定	
①　(略)	①　(略)	
②　高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮する。	②　高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。	「要配慮者」への字句の修正
(8)・(9)　(略)	(8)・(9)　(略)	
２～５　（略）	**２～５　（略）**	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第６節　食料・飲料水及び物資の供給 地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。 **第１　食料の供給** **１～３　（略）** **４　食料の輸送・配布等** (1)　（略） (2) 供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。 配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。 ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない災害時要援護者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。 **５　炊き出し　（略）** **第２・第３　（略）**	**第６節　食料・飲料水及び物資の供給** 地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。 **第１　食料の供給** **１～３　（略）** **４　食料の輸送・配布等** (1)　（略） (2) 供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。 配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。 ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない要配慮者　　等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。 **５　炊き出し　（略）** **第２・第３　（略）**	「要配慮者」への字句の修正
第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 災害時におけるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。 **第１　健康対策** **１　巡回健康相談の実施** (1)～(3)　（略） (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム　　等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (5)　（略） **２　巡回栄養相談の実施** (1)～(3)　（略） (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、災害時要援護者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。 **３・４　（略）** **第２　食品衛生対策　（略）**	**第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等** 災害時におけるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。 **第１　健康対策** **１　巡回健康相談の実施** (1)～(3)　（略） (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者　　をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（ＤＰＡＴ）等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (5)　（略） **２　巡回栄養相談の実施** (1)～(3)　（略） (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者　　はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。 **３・４　（略）** **第２　食品衛生対策　（略）**	「要配慮者」への字句の修正 県地域防災計画に伴う修正 「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第３　感染症対策	**第３　感染症対策**	
災害発生時における感染症対策について定める。	災害発生時における感染症対策について定める。	
１　感染症対策 (1)～(6)　(略) (7) 避難所の感染症対策指導等 県感染症対策担当職員＿＿＿＿＿＿＿＿と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。 (8) 報告 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。	**１　感染症対策** (1)～(6)　(略) (7) 避難所の感染症対策指導等 県感染症対策担当職員（加東健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。 (8) 報告 感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。	県地域防災計画に伴う修正
２　その他　（略）	**２　その他　（略）**	
第４　遺体の火葬等　（略）	**第４　遺体の火葬等　（略）**	
第８節　生活救援対策　（略）	**第８節　生活救援対策　（略）**	
第９節　災害時要援護者支援対策	**第９節　要配慮者＿＿＿＿支援対策**	「要配慮者」への字句の修正
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者＿＿＿＿に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。	
１　情報の提供　（略）	**１　情報の提供　（略）**	
２　安否確認・救助・避難誘導 避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿＿＿＿＿＿＿＿を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。	**２　安否確認・救助・避難誘導** 避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて要配慮者＿＿＿＿の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。	県地域防災計画に伴う修正 「要配慮者」への字句の修正
３　生活支援 (1) 被災者ローラー作戦の実施 負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。 (2) 要援護者トリアージの実施 被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。 (3) 専門家による支援　(略) (4) 避難所の確保	**３　生活支援** (1) 被災者ローラー作戦の実施 負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者＿＿＿＿の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。 (2) 要配慮者トリアージの実施 被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者＿＿＿＿の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。 (3) 専門家による支援　(略) (4) 避難所の確保	「要配慮者」への字句の修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 (5) 避難所等における配慮 ① 相談窓口の設置 避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。 ② 食料、生活必需品の供給 粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。 ③・④ （略）	要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 (5) 避難所等における配慮 ① 相談窓口の設置 避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。 ② 食料、生活必需品の供給 粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。 ③・④ （略）	
4 住まい支援 (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。 (2) （略） **5～8 （略）**	**4 住まい支援** (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。 (2) （略） **5～8 （略）**	
9 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言 介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。	**9 要配慮者利用施設に対する指導・助言** 介護保険施設等の要配慮者利用施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。	「要配慮者利用施設」への字句の修正
第１０節 愛玩動物の収容対策 （略）	**第１０節 愛玩動物の収容対策 （略）**	
第１１節 災害情報等の提供と相談活動 災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。	**第１１節 災害情報等の提供と相談活動** 災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。	
第１ 災害広報	**第１ 災害広報**	
１ 基本方針 （略） **２ 市における広報体制等** (1)・(2) （略） (3) 広報の実施 ① （略） ② 市民に対する広報 ア～エ （略） オ 障害者・高齢者等に対する情報提供 （→「第３章 第９節 災害時要援護者支援対策」の項を参照） カ 外国人に対する情報提供 （→「第３章 第９節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）	**１ 基本方針 （略）** **２ 市における広報体制等** (1)・(2) （略） (3) 広報の実施 ① （略） ② 市民に対する広報 ア～エ （略） オ 障害者・高齢者等に対する情報提供 （→「第３章 第９節 要配慮者支援対策」の項を参照） カ 外国人に対する情報提供 （→「第３章 第９節 要配慮者支援対策」の項を参照）	「要配慮者」への字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第２・第３　（略） **第１２節　廃棄物対策** 災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。 **第１　ガレキ処理** (1) 災害発生後の対応　（略） (2) 処理作業過程 ①・②　（略） ③　県等への応援要請 近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。 (3) その他　（略）	**第２・第３　（略）** **第１２節　廃棄物対策** 災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。 **第１　ガレキ処理** (1) 災害発生後の対応　（略） (2) 処理作業過程 ①・②　（略） ③　県等への応援要請 近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。 加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 (3) その他　（略）	県地域防災計画に伴う修正
第２・第３　（略） **第１３節～第１５節　（略）** **第１６節　ライフラインの応急対策** ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。 **第１　電力の確保　（略）** **第２　ガスの確保** 災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。 **１　大阪ガス㈱の応急対策** (1) 災害発生直後の対応 ①　応急対策要員の動員 ア　大阪ガスの供給エリア内で震度５弱以上の地震を感知した場合、本社、地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫導管本部内の供給エリアで震度４以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫導管本部内に対策本部を設置することとする。 イ・ウ　（略） ②　情報の収集伝達	**第２・第３　（略）** **第１３節～第１５節　（略）** **第１６節　ライフラインの応急対策** ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。 **第１　電力の確保　（略）** – **第２　ガスの確保** 災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。 **１　大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の応急対策** (1) 災害発生直後の対応 ①　応急対策要員の動員 ア　大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の供給エリア内で震度５弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度４以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。 イ・ウ　（略） ②　情報の収集伝達	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
ア　設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区導管部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。 イ　（略） ウ　兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。 ③・④　（略） (2) 復旧作業過程　（略） **２　（一社）兵庫県ＬＰガス協会の応急対策　（略）** **第３　電気通信の確保** 地震により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。 **１～３　（略）**	ア　設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。 イ　（略） ウ　兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。 ③・④　（略） (2) 復旧作業過程　（略） **２　（一社）兵庫県ＬＰガス協会の応急対策　（略）** **第３　電気通信の確保** 地震により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。 **１～３　（略）** **４　楽天モバイル㈱の応急対策** (1) 情報収集と連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。 ①　災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係　事業所間相互の連絡を行う。 ②　必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。 (2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。 (3) 重要通信の疎通確認 ①　災害などに際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 ②　災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。 (4) 災害時における広報 ①　災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 ②　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。 (5) 対策組織の確立 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は協力の要請 (6) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。 (7) 災害時における災害対策用資機材の確保 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求す	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
――	る。 (8) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。	
第４・第５　（略）	**第４・第５　（略）**	
第１７節～第２２節　（略）	**第１７節～第２２節　（略）**	
# 第４編　災害復旧計画	# 第４編　災害復旧計画	
第１章・第２章　（略）	**第１章・第２章　（略）**	
第３章　災害公営住宅の建設	**第３章　災害公営住宅の建設**	
災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。	災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。	
１・２　（略）	**１・２　（略）**	
３　入居基準	**３　入居基準**	
次のいずれにも該当する者とする。 (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 (2) 当該災害発生後３箇年は政令月収が 21.4 万円以下の世帯であること。 （政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第１条第３項に規定される諸控除を除いた額の１／12） (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。 （ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない。）	次のいずれにも該当する者とする。 (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 (2) 政令月収が公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。 （政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第１条第３項に規定される諸控除を除いた額の１／12）	県地域防災計画に伴う修正
４　住宅建設に伴い必要となる諸対策　（略）	**４　住宅建設に伴い必要となる諸対策　（略）**	
第４章　災害義援金の募集等（略）	**第４章　災害義援金の募集等（略）**	
# 第５編　災害復興計画　（略）	# 第５編　災害復興計画　（略）	
# 付　編	# 付　編	
# 南海トラフ地震防災対策推進計画　（略）	# 南海トラフ地震防災対策推進計画　（略）	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞